

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
當日がたる翌日)

分会長並びに選挙長及び選挙分会長の職務代理者を、次のとおり選任した。

昭和四十年六月十日

一 職名 鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治
選挙分会長 住 所 鳥取市上原二三百番地 氏名

選挙長の職務代理人 鳥取市西町四丁目二百十番地 加藤 定治
選挙分会長の職務代理人 鳥取市西町四丁目二百十番地 永井 法輔

◇選管告示 目次
参議院議員通常選挙における選挙長等の選任
参議院議員通常選挙において調製する補充選挙人名簿の
調製期間等
参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計
画
参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の演説の
順序をきめるくじを行なう日時等
参議院議員通常選挙における投票用紙の様式等

参議院鳥取県選出議員選挙における候補者の選挙運動に
関する支出金額の制限額
参議院鳥取県選出議員選挙における選挙公報掲載文の申
請期限等
参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載
の順序をきめるくじを行なう日時等

参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名等の掲示
の掲載の順序をきめるくじを行なう日時等
参議院議員通常選挙における選挙会等の日時等

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙において調製する補充選
挙人名簿の調製の期間並びに縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に關
する期日及び期間を、それぞれ次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 調製の期間
昭和四十年六月十一日から六月二十二日まで

二 縦覧期間及び異議の申出期間

昭和四十年六月二十三日から六月二十五日まで

三 異議決定期限

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙における選挙長及び選挙

昭和四十年六月二十七日

四 確定期日

昭和四十年六月二十八日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 立会演説会の方法

班別編成の方法による立会演説会とする。

二 一回の立会演説会において演説することができる候補者の数

五人以内

三 候補者一人当たりの演説時間

四十分以内

四 演説の順序を決定する場合の立会演説会の期間の区分

昭和四十年六月十四日から六月二十二日まで及び昭和四十年六月二十三日から六月三十日までの二期間とする。

五 立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開催日	時	開催市町	会場
六月十四日	午後一時三十分	国府町	谷 小学校
" 八時	鳥取市	遷喬小学校	
六月十五日	午後一時三十分	閑金町	鴨川中学校

六月十六日	午後一時三十分	岸本町	岸本中学校
六月十七日	" 八時	米子市	明道小学校
六月十八日	午後一時三十分	溝口町	溝口小学校
六月十九日	" 八時	日南町	日南町役場会議室
六月二十日	午後一時三十分	西伯町	中央集会所
六月二十一日	" 八時	米子市	米子市公会堂
六月二十二日	午後一時三十分	大山町	大篠津小学校
六月二十三日	" 八時	淀江町	淀江小学校
六月二十四日	午後一時三十分	赤崎町	
六月二十五日	" 八時	東伯町	浦安公会堂
六月二十六日	午後一時三十分	大栄町	大栄中学校
		倉吉市	河北中学校
		三朝町	三朝小学校
		東郷町	青谷小学校
		青谷町	青谷小学校
		氣高町	浜村小学校
		鳥取市	大正小学校

六月二十七日	午後一時三十分	用瀬町	用瀬小学校
六月二十八日	午後一時三十分	八東町	八東小学校
六月二十九日	午後一時三十分	若桜町	若桜中学校
六月三十日	午後一時三十分	河原町	河原小学校
	八時	郡家町	中央中学校
	八時	岩美町	岩美中学校
	八時	鳥取市	農協会館

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における立会演説会の演説の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一日 時 昭和四十年六月十一日午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙における投票用紙の様式並びに仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治
一 投票用紙の様式は次のとおりとする。
○ もゆう 意い
一 こうほしや しめい 名は、らんない 棚内に一人書くこと。
二 こうほしや もの しめい、か書かないと。

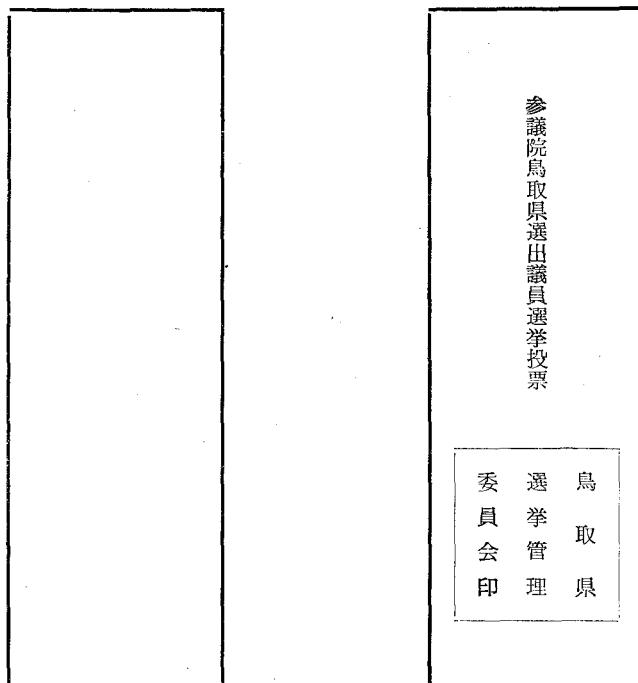
折目	折目	折目
○ もゆう 意い 一 こうほしや しめい 名は、らんない 棚内に一人書くこと。 二 こうほしや もの しめい、か書かないと。	こうほしや しめい こうほしや もの	鳥取県選挙管理委員会委員会印
参議院鳥取県選出議員選挙投票		鳥取県選挙管理委員会印

裏

表

備考

- 一 用紙は白色で、文字は黒色で印刷する。
- 二 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。



折目

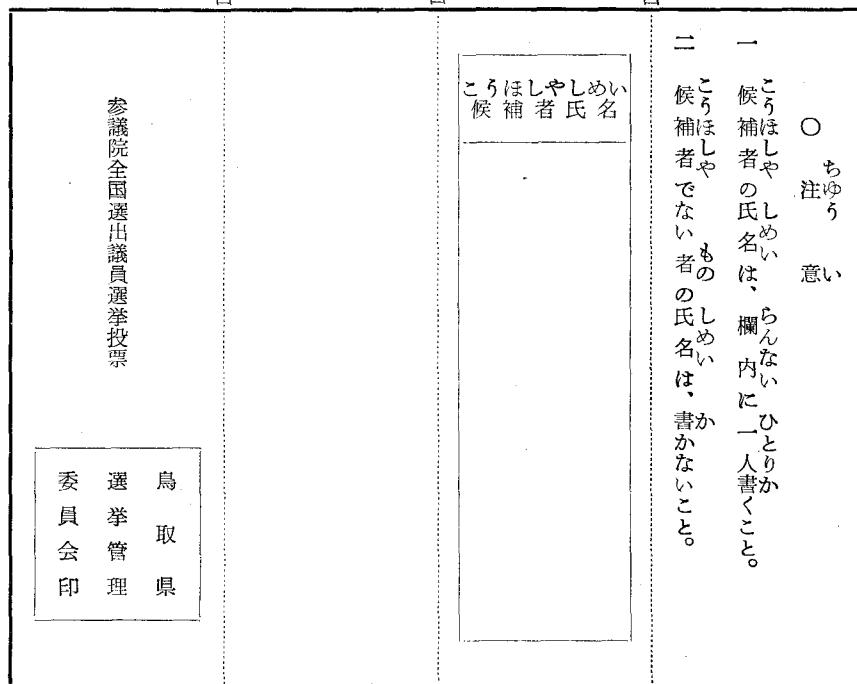
折目

折目

○ ちゅう
注意ちゆう

一 候補者の氏名は、欄内にひとりか
ら二箇所まで記入すること。

二 候補者でない者の氏名は、書か
ないこと。



裏

表

参議院全国選出議員選挙投票

鳥	取	県
選	挙	管
委	員	理
会	印	

5

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

候補者一人につき二百七十一万一千円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和四十年七月四日執行の参議院鳥取県選出議員選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

一 掲載文の申請期限 昭和四十年六月十六日

二 くじを行なう日時及び場所

イ 日時 昭和四十年六月十六日午後五時十分

ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

備
考

一 用紙は淡紅色で、文字は赤色で印刷する。

二 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十年七月四日執行の参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲

載文の掲載の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

二 選挙分会

一日時 昭和四十年六月二十日午前十一時

イ 日時 昭和四十年七月八日午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和四十年七月四日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載の順序をきめるくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

昭和四十年六月十日

一 日時 昭和四十年六月二十二日午後五時十分
二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙における選挙会及び選舉分会の日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和四十年七月四日執行の参議院議員通常選挙において各候補者の届出に係る選挙立会人の数が十人をこえる場合のくじ並びに同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行なう日時及び場所を次のとおり定める。

昭和四十年六月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

昭和四十年六月十日

一 地方区

イ 日時 昭和四十年七月二日午前十一時
ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

二 全国区

イ 日時 昭和四十年七月二日午前十一時十分
ロ 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室